

1 事業の目的

本町は、今後もまちを維持していくために必要な定住人口の獲得のために、阿武町が将来像として定める「夢と笑顔があふれる「豊かで住みよい文化の町」となるべく、自立した安全安心なまちとして、今住んでいる人、これから住みたい人に住み続ける「選ばれる町をつくる」ことを目指している。

少子高齢化が進んでいる中で、まちを支える生産年齢人口や将来の担い手となる年少人口の割合も減少し、まちの維持が困難となっており、本町の基幹産業である第一次産業も、高齢化や担い手不足により衰退の危機に瀕している。

今後、まちの維持をしていくためには、産業等を支える生産年齢人口、将来的な担い手となる年少人口を確保し、支え、育てていくことが必要である。そのためには、より多くの人を阿武町へ集めることはもちろんのこと、産業の下支え、生活の利便性の向上、健康で生きがいのある暮らしなど、安全安心に暮らせる生活基盤を整え、魅力あるまち（選ばれる町）をつくり地域内外へしっかり伝えていくことが重要となっている。

現在、地域内外の人が集まることのできる場所には限りがあり、道の駅阿武町やABU キャンプフィールドには年間40万人以上の来訪があるが、天候に左右されたり用途や利用人数に限りがあったりと制約が多く、特に地域内からの利用者が少なく地域内外の交流が少ない。そのような中、道の駅施設の一部である温水プール施設は、道の駅への集客施設としてオープンから約30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、利用人数が減少、運営も厳しい状況である。一方で、本町の近隣地域には屋内運動施設も少なく、温暖化が進む中で夏場の強い日差しを遮った子どもの遊べる場所や高齢者の健康づくりのために安全に運動できる場所などの地域のニーズも出ている。

また、人口減少や高齢化、地域経済の衰退等の過疎化が進み、多様な交流の機会が減少する中、人間関係の希薄化、将来を担う子ども達の体験の機会も減少している。本町が従来育んできた集落ごと、地区ごとの「ヨコ」の交流はもちろんのこと、世代を超えた「タテ」の交流、子どもと地域の大人の「ナナメ」の交流など町内の様々な交流が求められている。更に、限られた町内の交流に加えて、観光などの交流人口から地域内外の交流となる関係人口へと丁寧に築き上げていく「交流によるまちづくり」により、まちを維持していく「町の力となるひとづくり」の実現も重要となっている。

そこで、既存の温水プール施設を改築し、より多目的に利用可能な文化スポーツ施設として整備することで、地域内外の人が集まり、地域の活力を高めるとともに、阿武町が魅力あるまちであることを伝える拠点とする「地域魅力向

上事業」を実施する。そして、拠点を中心とした地域の交流人口を増やし、関係人口、定住人口の確保へとつなげていく。

については、以上の事業において拠点となる施設を、道の駅阿武町温水プール施設を多目的に利用可能な全天候型の運動施設へ整備する「(仮称)阿武町多目的運動施設整備事業」として委託し、施設の基本設計・実施設計を行う。

2 業務名

(仮称)阿武町多目的運動施設整備事業設計業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

4 対象箇所

(1) 施設の名称

(仮称)阿武町多目的運動施設

(2) 敷地の場所

山口県阿武郡阿武町大字奈古地内 ※別紙位置図、配置図のとおり

(3) 用途地域

用途地域指定なし

(4) 施設規模

既存建築物「道の駅阿武町温水プール施設」(別紙平面図、立面図のとおり。)を活用し、屋根付き半屋外多目的運動施設とする。

工期：令和8年6月から令和9年3月(予定)

5 業務内容

(1) 基本設計業務

施設整備工事(建築・電気設備・機械設備)の基本設計を実施し、配置、ゾーニング計画、施設機能の規模と考え方、平面計画、工事工程計画等を作成すること。

(2) 実施設計業務

施設整備工事に係る実施設計を実施し、工事に向けた設計図書を作成すること。

(3) 各申請手続き業務

建築確認申請手続き、その他関係法令に基づく官公庁申請手続きに係る資料作成、提出代行支援業務を行うものとする。

(4) 留意事項

- ・材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性等の比較検討を行うこと。
- ・景観及び環境に配慮した建築物の整備に向けて、十分検討すること。
- ・各業務に係る設計、連絡調整、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- ・各業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに成果物を委託者に提出すること。
- ・提出する実績報告書には、調査の詳細内容や実施結果及び分析データを全て含むこと。
- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- ・本事業の実施にあたっては、関係法令に抵触しないよう留意すること。

6 成果品

(1) 提出物

- ① 基本設計図書 一式 紙媒体（2部）、電子データ（大容量ファイル転送等による）
 - ・パース図（外観及び内観）、意匠図、工事費概算書 等
- ② 実施設計図書 一式 紙媒体（2部）、電子データ（大容量ファイル転送等による）
 - ・意匠図、構造図、電気設備図、機械設備図、工事費概算書、各種計算書、建築確認申請図書及びその他関係法令に基づく官公庁手続きに係る図書等

(2) 提出場所

阿武町役場まちづくり推進課

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

TEL：08388-2-3111 MAIL：machisui04@town.abu.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

7 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有する建築士を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則とし

て変更できない。

8 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に速やかに提出するもの
 - ・総括責任者通知書（様式任意）
 - ・業務計画書及び工程表
- (2) 事業完了後に速やかに提出するもの
 - ・「6 成果品」に記載のもの
 - ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

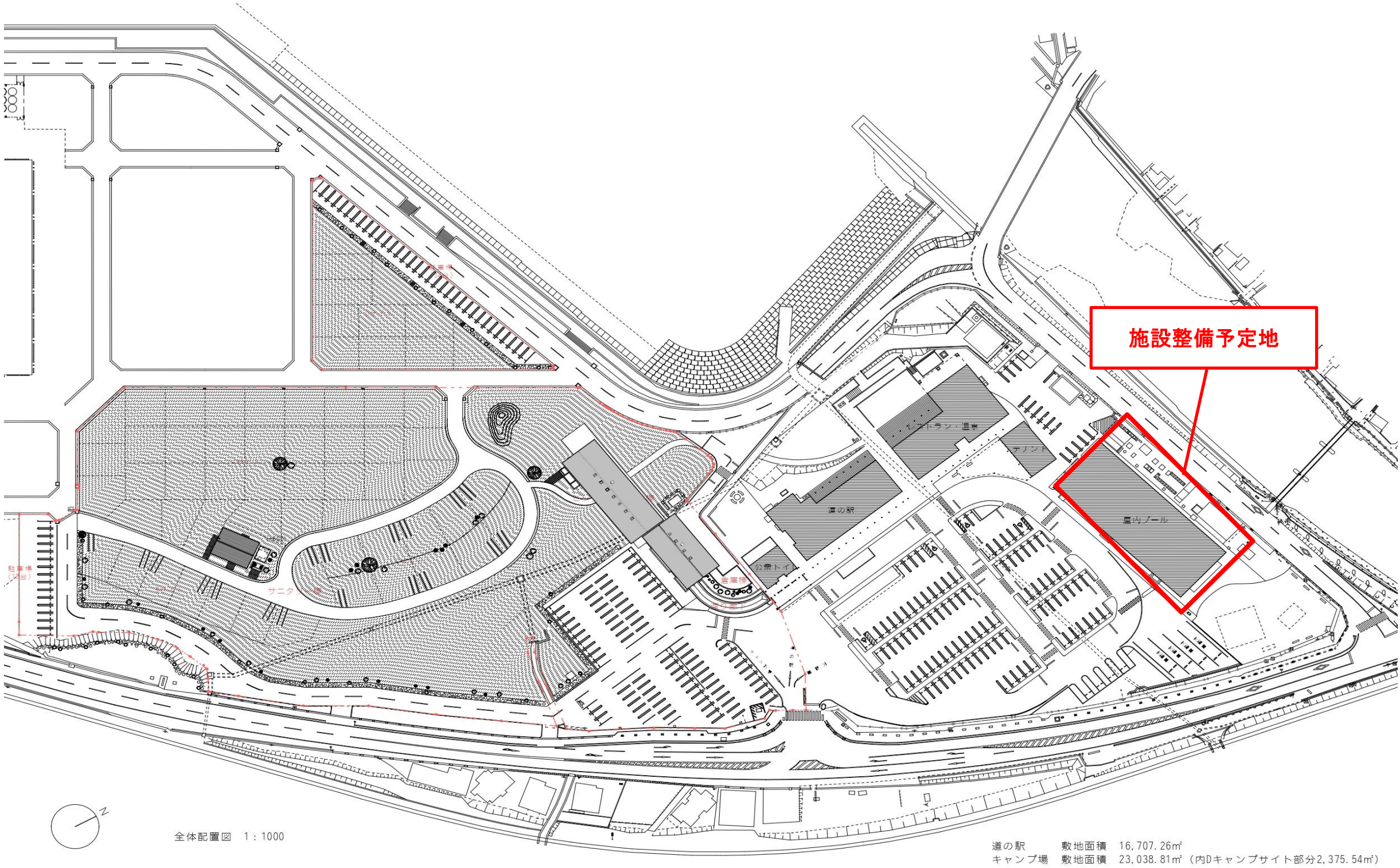
9 委託料の支払いについて

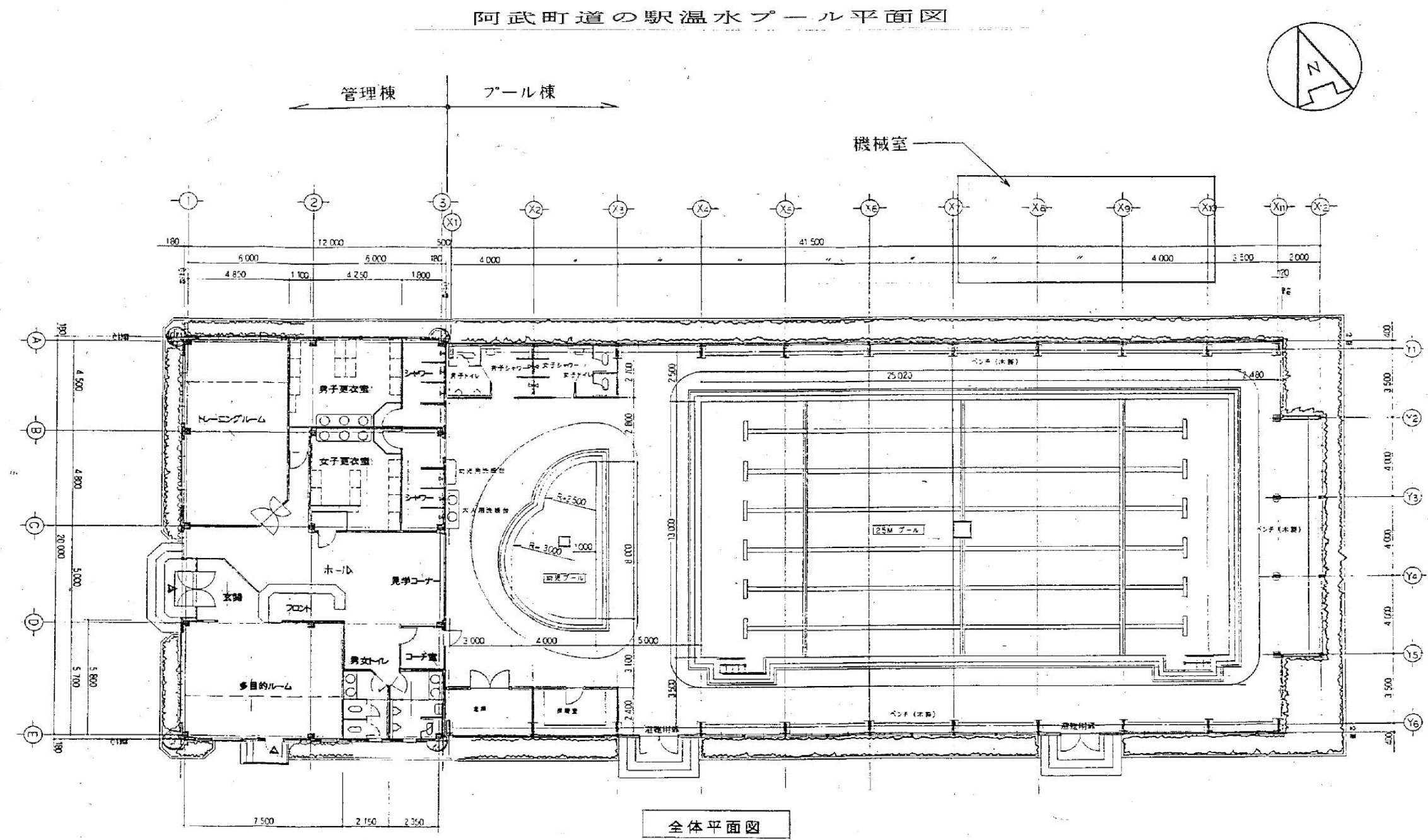
委託料の支払は、事業完了後の支払いとする。

10 その他

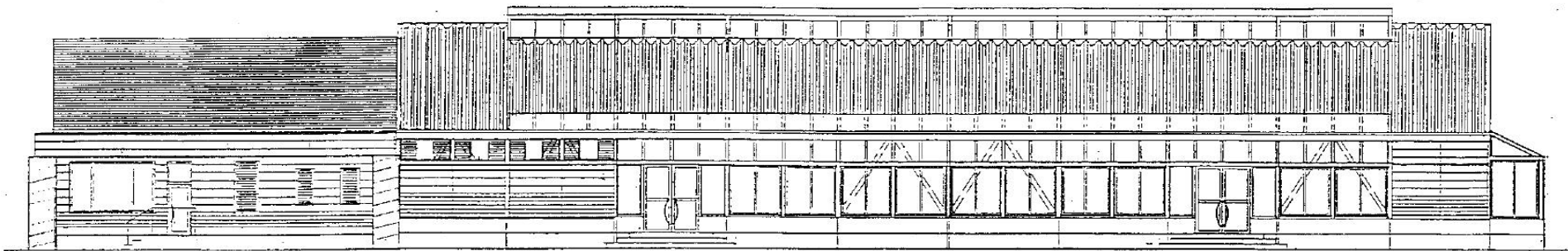
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは受託者が協議の上定めることとする。
- ・事業の成果は、委託者である阿武町に帰属する。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

配置図:(仮称)阿武町多目的運動施設整備事業

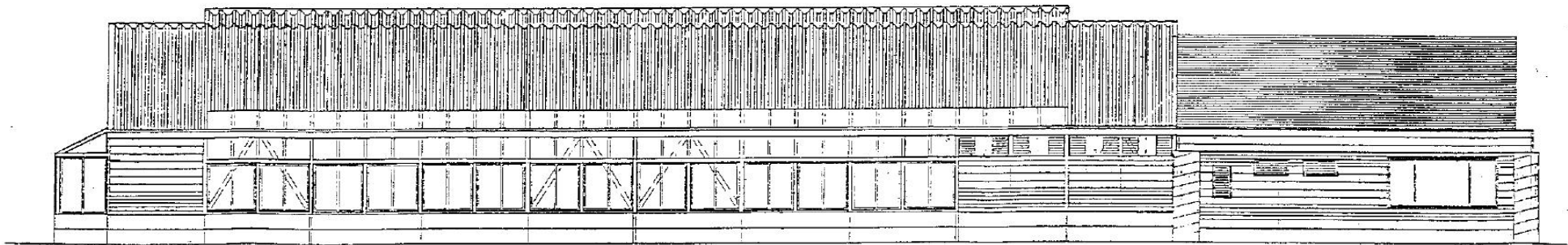




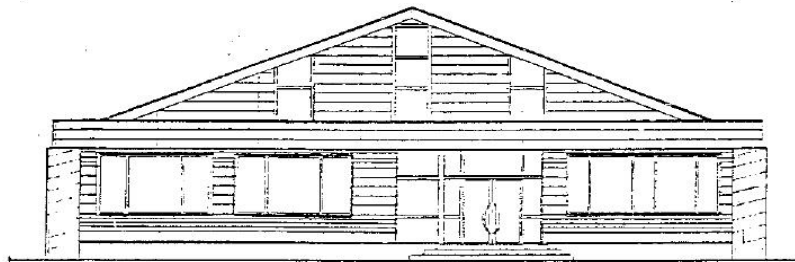
阿武町道の駅温水プール立面図



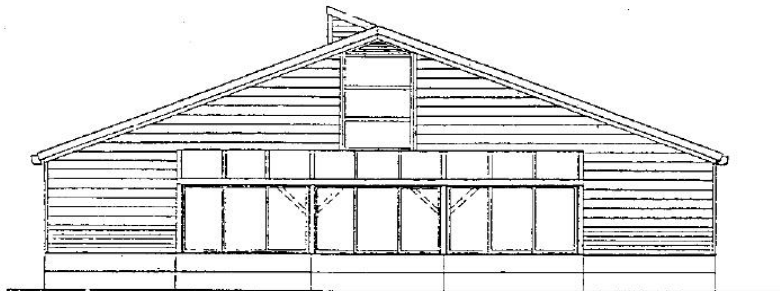
南側立面図



北側立面図



西側立面図



東側立面図